

伊勢市農業委員会 第217回 総会議事録

日 時	令和6年1月16日（火） 13時55分～15時11分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	1名 8番 中西 重喜
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 日置 幸美（再任用職員）
会議録署名者	5番 金森 克實 10番 濱口 節生
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農用地利用集積計画の中途解約について 3. 農地法第3条の規定による許可の取消について 4. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）

	5. 一時転用の完了報告について 6. その他
議 長	定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、伊勢市農業委員会第217回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 5番の 金森 克實さん 10番の 濱口 節生さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び正誤表と参考資料を2種類配布いたしました。また、1月から3月分の新しい現地調査の予定表と署名順番表を配布しました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 8 件、田が 7 筆 5,799 m²、畑が 6 筆 3,102 m²の計 13 筆 8,901 m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、1～6 は所有権移転、7 は使用貸借権設定、8 は区分地上権設定でございます。それでは 1－1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは贈与でございます。受人は馬瀬町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬公園より北へ 150m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

2 番、こちらは売買でございます。受人は一色町の田 5 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は一色町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

※補足…【報告事項：3 条許可取消との関係】R5.12.13 に 3 条許可取消の申請と同時に 3 条の所有権移転申請があり、R5.12.15 に取消の許可決裁が完了した。

次ページ（1－2）をご覧ください。

3 番、こちらは 4 番との交換でございます。受人は磯町の田 1 筆を交換したいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 野依ふれあい公園より南へ 110m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

4 番、こちらは 3 番との交換でございます。受人は磯町の田 1 筆を交換したいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 野依ふれあい公園より南東へ 110m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

5 番、こちらは 6 番との交換でございます。受人は村松町の田（現

況：畑） 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は、東大淀町地内 国道 2 3 号 東大淀町交差点より南へ 250m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

次ページ（1－3）をご覧ください。

6 番、こちらは 5 番との交換でございます。受人は村松町の畑 2 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より北東へ 400m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

7 番、こちらは使用貸借でございます。受人は小俣町相合の田 1 筆の内 512 m²を借り受けて、太陽光発電設備の下で榊を栽培したいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より南へ 350m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。なお、受人が法人でございますので農地所有適格法人の要件を満たさないと使用貸借による農地の貸し借りを行えません。伊勢あおい農園 株式会社は、先月も同様の申請がありその時点で農地所有適格法人の 4 つの要件を満たしており、現在も農地法第 2 条第 3 項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしています。よって、本申請にて農地所有適格法人と認め、農地を使用貸借にて耕作することを認めたいと考えます。

8 番、こちらは区分地上権でございます。受人は小俣町相合の田 1 筆の内 512 m²を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいとの申請にございます。申請地は、西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より南へ 350m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された 3・4 番につきましては、磯町の「ほ場整備事業」に関わって事前に交換がされている必要があった農地であり、事業の施工に影響を与えないためにも取り急ぎ対応するよう農林水産課から要請があったので、事務局において営農計画書の提出を求めるものでもなく迅速な対応が必要であると判断いたし

北へ3mに位置する第2種農地にあります。本申請につきましては、譲渡人の亡祖父が大正6年5月に取得した後に、年月不詳ですが地元からの要望を受けて土を入れ既に駐車場等として利用していたとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透及び東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2番と3番は、譲受人及び譲渡人が同じであるため、併せて説明します。共に、売買でございます。受人である東京都港区芝大門2丁目で太陽光発電事業を営む株式会社afterFIT代表取締役 谷本 貫造さんが、磯町の田2筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積264㎡と設置面積462㎡の2箇所としたいとの申請にございます。申請地は磯町地内に点在する第2種農地にあります。現地調査の結果、【997】は耕作地、【1808-1】は荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

次ページ（2－2）をご覧ください。

4番、こちらも売買でございます。受人である宮川1丁目で建築工事業等を営む株式会社藤建組 代表取締役 中山 勇さんが、上地町の畑2筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 関蟬麻呂神社より東へ160mに位置する第3種農地にあります。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透及び北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として土留を設置するとのことでございます。

次ページ（2－3）をご覧ください。

5番、こちらも売買でございます。受人は中須町の畑1筆を譲り受けて、駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 坂東公園より西へ110mに位置する第3種農地にあります。本申請につきましては、譲渡人が令和3年10月頃に既に造成してしまったとのことで、始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

6番、こちらは贈与でございます。受人である奈良県奈良市で不動産業等を営む株式会社上新産業 代表取締役 宗 健司さんが、横輪町の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に隣接地で民泊施設を運営予定の賃借人に貸す駐車場7

台分としたいとの申請にございます。申請地は横輪町地内 横輪橋より北東へ100mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（2－4）をご覧ください。

7番、こちらは売買でございます。受人である奈良県奈良市で不動産業等を営む株式会社上新産業 代表取締役 宗 健司さんが、横輪町の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に隣接地で民泊施設を運営予定の賃借人に貸す資材置場としたいとの申請にございます。なお、申請地は接道していませんが、通行について隣接地所有者の了承を得ています。申請地は横輪町地内 横輪橋より北東へ140mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

8番、こちらは贈与です。受人は二見町江の現況：畑1筆を譲り受けて、隣接して所有する宅地1筆26.44㎡とあわせて一体利用し、駐車場4台分としたいとの申請にございます。なお、申請地は登記地目が宅地ですが、所有権移転後に畑として利用していて農地台帳に現況：畑として登録されていたので、転用許可が必要になるものです。申請地は二見町江地内 江コミュニティセンターより南へ170mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、譲受人から登記地目が宅地だったので、造成工事が完了し分筆も終わってから、この事実を知ったとのことで、上申書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、登記地目は宅地、現況地目は畑となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（2－5）をご覧ください。

9番、こちらは売買でございます。受人は二見町西の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積120.07㎡としたいとの申請にございます。申請地は二見町西地内 西コミュニティセンターより東へ180mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、譲渡人が相続する前に申請地の奥に建物があり、そこへの進入路として建物を取り壊した平成29年6月まで利用していて、そのままになっているとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は25%、排水は南側既設下水道へ放流

とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（２－６）をご覧ください。

10 番、こちらは売買でございます。受人は小俣町元町の畑 1 筆を譲り受けて、住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 124.10 m² としていたとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より西へ 340m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 34%、排水は北西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11 番、こちらは使用貸借でございます。受人である小俣町明野で不動産業や新エネ発電事業等を営む合同会社橋爪事務所 代表社員 橋爪博史さんが、小俣町相合の田 1 筆の内 512 m² に区分地上権を本日 3 条許可で取得したうえで支柱分の面積 0.129 m² を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より南へ 350m に位置する農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、本申請は、担い手である広域認定農業者の伊勢あおい農園が使用貸借権の 3 条許可を同日取得し営農する農地を利用して営農型太陽光発電を行う一時転用で、転用面積は農地にかかる支柱部分のみとなります。そして、パネル下部での作物は榊で、その育成に 5 年程度かかる見込みで本格的に収穫できるのは 6 年目以降になるとのことです。また、許可期間については、営農者が認定農業者のため 10 年間になり、本日から令和 16 年 1 月 15 日までとなります。

次ページ（２－７）をご覧ください。

12 番、こちらは売買でございます。受人である松阪市大黒田町で不動産業を営む東和ホーム株式会社 代表取締役 村林 明和さんが、小俣町宮前の田 4 筆と畑 1 筆を譲り受けて、分譲宅地 1 4 区画と道路等としていたとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 5 条第 2 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が事実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は

	小俣町宮前地内 宮前公民館より西へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮ることになります。この1月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。 議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。 また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 11番の記載について、疑問があります。許可期間の開始日について日付を入れてあるが、法的に問題は無いのですか。 日付ではなく、「許可日から」というような記載はいかがですか。 それなら問題は無いと思います。 それでは今後は「許可日から」と記載を改めます。 ほかにございませんか。
議 長	
出口委員	
議 長	
出口委員	
係 長	
議 長	

係 長	(異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、12番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第3号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号 非農地証明願についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が2筆152㎡、畑が2筆306㎡の計4筆458㎡でございます。詳細について説明させていただきます。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、浦口町の畑1筆で、現況は宅地でございます。こちらは昭和44年に住宅を建築し利用していたとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 2番、竹ヶ鼻町の田2筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和41年に住宅を建築し利用していたとのことで、固定資産課税証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 3番、勢田町の畑1筆で現況は宅地でございます。 こちらは昭和52年に住宅を建築し利用していたとのことで、建物登記簿謄本を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。
------------	---

議 長	議案第 3 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしということでございますので、議案第 3 号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。 続きまして、議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。
係 長	4 ページをお願いします。 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてでございます。農業を営んでいた者から相続等により農地を取得し、引き続き農業経営を営む場合、一定要件のもと相続税の一部または全部が猶予される制度があり、この適用を受けるには、相続人が引き続き農業経営を行うかどうかということであり、農業委員会で確認してその旨を証明するということになります。 件数は 2 件、内訳といたしまして、田が 2 筆 2,730 m²、畑が 15 筆 5,341.36 m²の計 17 筆 8,071.36 m²でございます。詳細について説明させていただきます。 次ページ（4－1）をご覧ください。 1 番、御薮町高向在住の相続人からの願い出でございます。申請地は小俣町明野及び御薮町高向地内の田 2 筆 2,730 m²と御薮町高向及び

議 長 出口委員 係 長 議 長	長屋地内の畑 6 筆 1,135 m²の計 8 筆 3,865 m²です。被相続人の農地所有面積は 38 a、相続開始年月日が令和 5 年 3 月 3 日、相続人の農業開始年月日も同日です。申請地は、現地調査を行い農地として適正に管理されていることを確認済みです。 2 番、御薊町高向在住の相続人からの願い出でございます。申請地は、小俣町明野地内の田 1 筆 1,983 m²と御薊町高向及び長屋地内の畑 8 筆 2,223.36 m²の計 9 筆 4,206.36 m²です。被相続人の農地所有面積は 42 a、相続開始年月日が令和 5 年 3 月 3 日、相続人の農業開始年月日も同日です。申請地は、現地調査を行い農地として適正に管理されていることを確認済みです。 議案第 4 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、相続税の納税猶予の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 納税猶予のメリットについて、教えてください。 何のメリットがあるかを確認してから、お伝えします。 ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4 号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、これを適格とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。
--	--

日置 (農林水産課) 議長	続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。 それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は93件で、田が93筆の234,123㎡、畑が5筆の5,225㎡、計194筆の239,348㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇1年11ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の500㎡。 ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の730㎡。 ◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が畑のみ1筆の324㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が29件で、田のみ58筆の67,513㎡。 ◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が6件で、 田が20筆の13,757㎡、畑が1筆の225㎡、計21筆の13,982㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が27件で、 田が57筆の80,102㎡、畑が1筆の2,088㎡、計58筆の82,190㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が26件で、 田が51筆の65,875㎡、畑が1筆の2,088㎡、計52筆の67,963㎡。 ◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の3,073㎡。 ◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の3,073㎡。 以上件数は93件で、田が93筆の234,123㎡、畑が5筆の5,225㎡、計194筆の239,348㎡でございます。転貸抜きの件数は66件で、田137筆の165,175㎡、畑が4筆の3,137㎡、計141筆の168,312㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、2番・3番は、中西 善夫委員に關係する分でございます。ひとまず中西 善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。 （中西 善夫委員 退席） 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。
---------------------------------	---

係 長	(異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の中西 善夫委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西 善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。 (中西 善夫委員着席後、審議再開) それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……………2件(説明内容記録省略)
------------	--

議 長 係 長	2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……33 件（説明内容記録省略） 3. 農地法第 3 条の規定による許可の取消について ……2 件（説明内容記録省略） 4. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） ……1 件（説明内容記録省略） 5. 一時転用の完了報告について ……2 件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。 以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。 それでは事務局から 2 点、連絡させていただきます。 1 点目は、今月の現地調査のお願いでございます。 ・ 1 月 2 9 日（月） 山添 久憲 委員、中西 善夫 委員 ・ 1 月 3 0 日（火） 大西 正義 委員、金森 克實 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日 9 時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。 2 点目は、今後の現地調査と署名順の予定についてです。調査割当表は、現地調査の追加があったため、また、署名順番表については、議席番号の修正をしたため、改めて配布をします。ご確認いただき、現地調査で不都合な日程等があればお知らせください。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。
---	--

議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第217回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。
------------	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____